定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月十四日

福岡県福岡市東区香椎浜三丁目二番一号

福岡地所シニアライフ株式会社

代表取締役　重渕聡一郎

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五〇〇株に分割することにいたしましたので公告します。

平成二十九年七月十四日

静岡県浜松市東区有玉南町二一六三番地

株式会社ミダック

代表取締役　矢板橋一志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるリー・ジン・キン及び久田一二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月十四日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番二五号

スプレーイングシステムスファーイーストカンパニー

日本における代表者　リー・ジン・キン

限定承認公告

本籍東京都府中市幸町一丁目一番地の二五、最後の住所東京都府中市天神町三丁目一五番地の六シャトル府中一〇六号

被相続人　亡　池田　康二

右被相続人は平成二十八年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年五月二十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

東京都立川市緑町四番地の四立川北口薬局ビル四階三多摩法律事務所

相続財産管理人冨田頼一

代理人弁護士　小林　克信

同　弁護士　稲見　秀登

限定承認公告

本籍横浜市都筑区すみれが丘七番地七、最後の住所川崎市宮前区平四丁目一〇番三五―一〇八号

被相続人　亡　本橋　泰弘

右被相続人は、平成二十八年十一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年六月二十九日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

川崎市多摩区登戸三三九八番地一　川崎北合同法律事務所

相続財産管理人本橋優太

代理人弁護士　畑谷　嘉宏

限定承認公告

本籍長野県埴科郡坂城町大字網掛一六二六番地、最後の住所長野県埴科郡坂城町大字網掛九〇〇番地一六三　被相続人　亡　小宮山城一

右被相続人は平成二十八年九月二十日死亡し、その相続人は平成二十九年七月十日長野家庭裁判所上田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

長野県上田市中央西一丁目一番二〇号　安藤病院

限定承認者　小宮山とも子

法定代理人成年後見人弁護士　佐藤　友則

限定承認公告

本籍静岡県浜松市中区砂山町三二四番地三、最後の住所静岡県浜松市西区篠原町四〇二九番地

被相続人　亡　大石　倫明

右被相続人は平成二十八年十月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十八日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

静岡県磐田市大泉町一〇番地六

相続財産管理人　大石　暁

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市昭和区車田町二丁目三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鈴木　寛

右被相続人は平成二十九年五月一日死亡し、その相続人は平成二十九年七月四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

愛知県安城市今池町二丁目一番一号

限定承認者　鈴木　理泰

限定承認公告

本籍大阪府枚方市宮之阪三丁目一四番、最後の住所大阪府枚方市宮之阪三丁目一四番三八号

被相続人　亡　森　和彦

右被相続人は平成二十八年七月二十七日死亡し、その相続人は平成二十九年七月四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

大阪府枚方市宮之阪三丁目一四番三八号

相続財産管理人　森　雅子

限定承認公告

本籍和歌山県岩出市高塚三二番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　寺崎　將太

右被相続人は平成二十九年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年七月五日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

和歌山県岩出市高塚三二番地四

相続財産管理人　寺崎　明代

限定承認公告

本籍広島市中区舟入幸町五番、最後の住所広島市中区舟入幸町五番一〇―一〇一号

被相続人　亡　谷岡チズカ

右被相続人は平成二十八年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十九年六月二十八日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十四日

事務所広島市中区羽衣町一〇番一―二〇一号

限定承認者不在者鶴長健司

不在者財産管理人　砂入　信一

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の新株予約権のうち平成二十九年七月一日において行使条件を満たさない新株予約権者が有するもの（第一回新株予約権のうち百七十個及び第二回新株予約権のうち三十四個）

二、取得の日　平成二十九年七月三十一日

平成二十九年七月十四日

東京都中央区銀座七丁目二番二二号銀座同和ビル　ソニー不動産株式会社

代表取締役　西山　和良

株式交換公告

当社（甲）は、平成二十九年五月十五日付で、平成二十九年十月一日を効力発生日として、三菱UFJニコス株式会社（乙、東京都文京区本郷三丁目三三番五号）を甲の完全子会社とする株式交換を行うことを決定いたしましたので、公告いたします。

この株式交換は、会社法第七九六条第二項の規定に基づき、会社法第七九五条第一項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行います。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）http://www.cr.mufg.jp/corporate/company/financial_affairs/index.html

平成二十九年七月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ　代表執行役社長　平野　信行